

第1章 はじめに

計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では6,434人の尊い命が奪われ、その約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものであり、被害の大半は昭和56年5月31日以前の古い耐震基準で建築された建物でした。この地震での甚大な被害を教訓に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下、「耐震改修促進法」という）が制定されました。

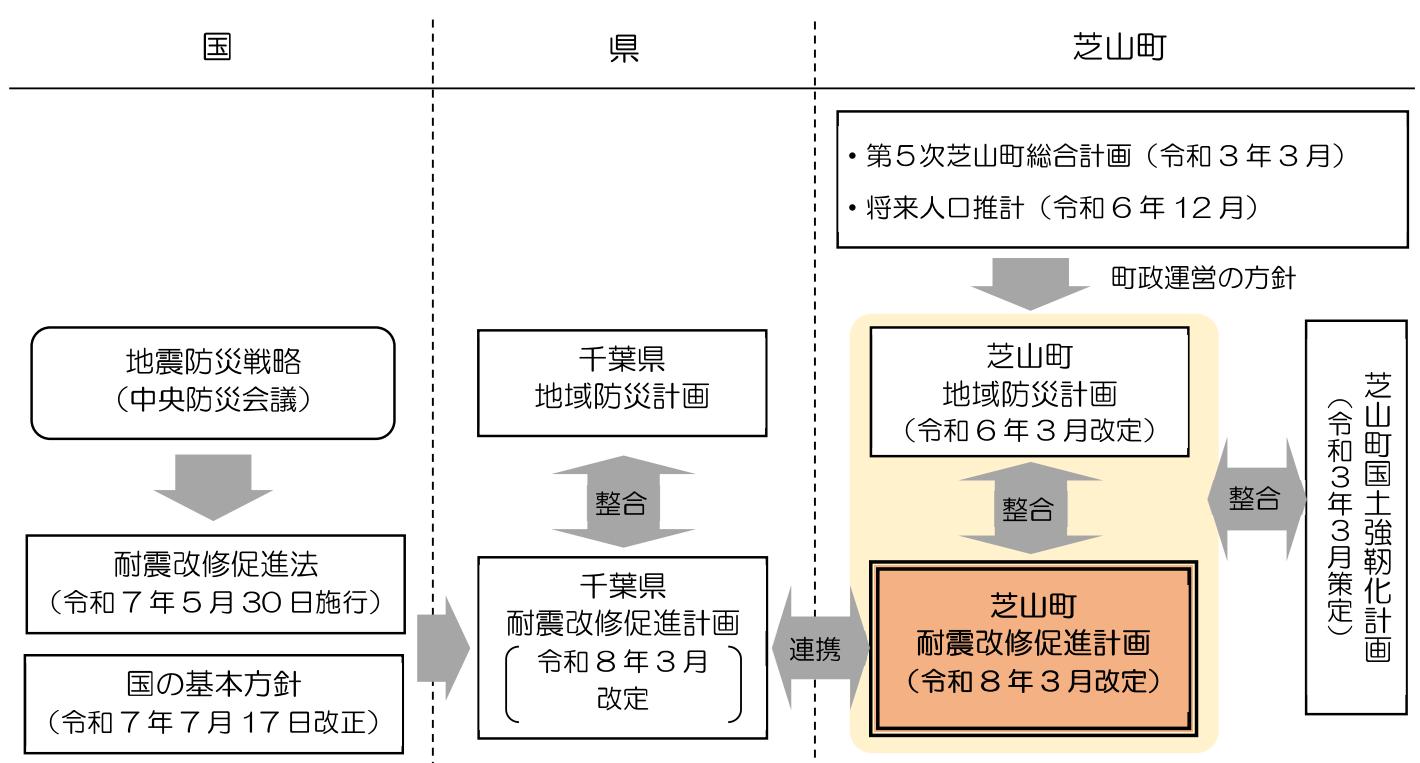
我が国は、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については発生の切迫性が指摘されており、住宅・建築物の耐震性を改善するために効果的かつ効率的に耐震改修等を実施することが求められています。

計画の目的

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、地震により想定される被害の半減を目指し、町民の生命、身体及び財産を保護するため、町内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い町を実現することを目的とするものです。

計画の位置づけ

本計画は、県計画を勘案しつつ、芝山町総合計画等における町政運営の方針を踏まえ、芝山町地域防災計画との整合が図られるものとし、町内の住宅・建築物に関する耐震化の指針となるものです。



計画期間

国の基本方針を踏まえて、以下のように計画期間を設定します。

住 宅：令和8年度から令和17年度までの10年間
(おおむね5年ごとの見直しを行う)

建築物：令和8年度から令和12年度までの5年間

対象区域・対象建築物

対象となる区域は町全域、及び以下の建築物を対象とします。

表1 耐震改修促進計画の対象建築物

| 種類 | 備考 | |
|---------------------|----------------------------------|---|
| 住宅 | 戸建て住宅 共同住宅等 | 兼用・併用住宅を含む 上記以外の住宅（賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋） |
| 民間の特定既存 耐震不適格建築物 | 法第14条第1号 法第14条第2号 法第14条第3号 | 耐震改修促進法第14条各号に規定される特定既存耐震不適格建築物のうち民間建築物であるもの 多数の者が利用する建築物 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 避難路沿道の通行障害建築物（避難路沿道の建築物に付属する一定規模以上のブロック塀等を含む） |
| 町有建築物 | | 災害応急対策活動に必要な施設 ・災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物 ・避難所指定の建築物 ・災害時要援護者のための建築物 その他の施設 ・不特定多数が利用する建築物 ・その他の建築物 |
| 要緊急安全確認 大規模建築物 | 法附則第3条第1号、 第2号 法附則第3条第3号 | 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの |
| 要安全確認計画 記載建築物 | 法第7条第1号 法第7条第2号 法第7条第3号 | 県計画に記載された災害時に公益上必要な建築物 県計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 町計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 |

※旧耐震基準：昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物に適用された耐震基準

※新耐震基準：昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に適用された耐震基準

想定する地震の規模・被害状況

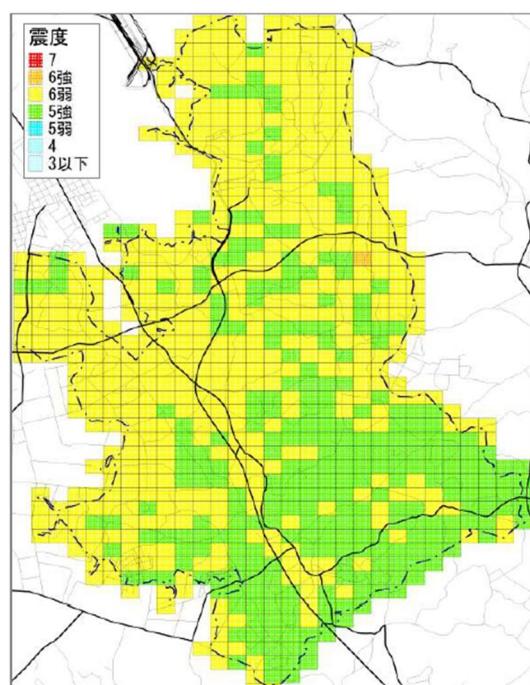


図2 千葉県北西部直下地震の震度分布図

出典：芝山町地域防災計画（令和6年3月）

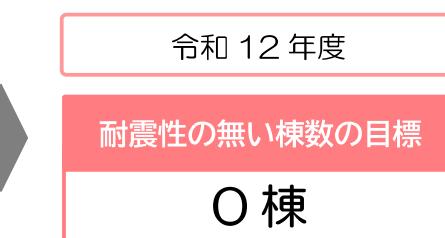
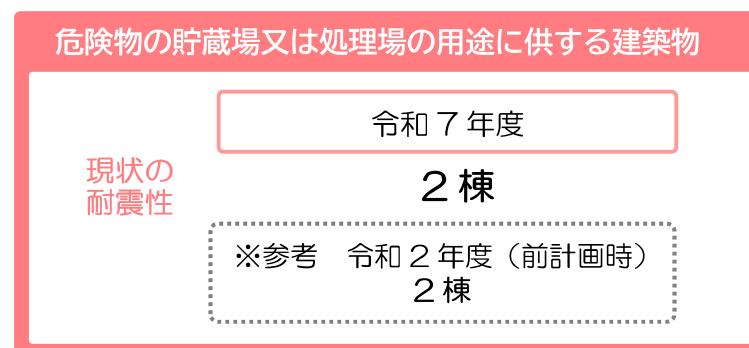
表2 被害想定

| 想定地震 | 千葉県北西部直下 |
|-----------------|---|
| 建物被害 | 全 壊 20 棟 |
| 火 災 | 出 火 0 件 |
| 人的被害 | 死 者 0 人 負傷者 20 人 避 难 430 人 帰 宅 困 難 者 5,300 人 |
| ※帰宅困難者に横芝光町分を含む | |

出典：千葉県地震被害想定調査（平成26・27年）

第2章 基本方針

耐震化の現状と目標



※緊急輸送道路沿道の通行障害建築物については、対象となる建築物が町内に存在しないため、目標設定は行いません。



※要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全大規模建築物については、対象となる建築物が町内に存在しないため、目標設定は行いません。

第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

基本的な取り組み方針

- ・住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、その所有者によって行われることを基本とします。
- ・住宅・建築物の耐震化に対する補助制度について拡充や新設を検討します。
- ・町有建築物の耐震化を計画的に推進します。
- ・耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、千葉県や関係団体と十分連携して取り組みます。

普及啓発

- ・町広報・ホームページ等を活用した普及啓発
- ・戸別訪問等による啓発
- ・千葉県と連携した耐震相談会の周知
- ・不動産取引を通じた周知
- ・リフォーム等にあわせた耐震改修工事の誘導
- ・耐震化緊急促進アクションプログラムの策定・公表
- ・ハザードマップの公表
- ・耐震性能検証法による安全性の確認

耐震化を促進するための施策

- ・住宅の耐震化
 - 戸建て木造住宅の耐震診断及び耐震改修費補助制度の利用促進
 - その他の住宅所有者への耐震化に関する周知等
 - 耐震診断から耐震改修工事への円滑な移行支援
 - 簡易耐震改修工事（耐震シェルター、防災ベッド等）の助成制度
- ・民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化
 - 民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進
 - 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の活用
- ・町有建築物の耐震化推進

関係団体との連携

- ・千葉県等との連携
- ・関係団体、NPO団体等との連携
- ・地域住民との連携

第4章 総合的な安全対策

- ・木造戸建て住宅に対する小規模型耐震改修工事の周知
- ・芝山町空家等対策計画に基づく空家対策との連携
- ・家具の転倒防止対策、耐震シェルター等の周知
- ・ブロック塀等の安全対策
- ・落下物・倒壊物等の安全対策
- ・建築物の敷地の安全対策
- ・瓦屋根対策